

◎個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 デジタル庁設置法の施行に伴い、所要の整備をすることとした。（第32条関係）
- 2 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の整備をすることとした。（第2条、第32条、第69条関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2（第32条関係を除く。）は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条の規定の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

試験研究に関する業務に従事する職員に係る育児短時間勤務について、職員が希望する勤務の形態で勤務する期間の単位を追加することとした。（第12条関係）

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

- (1) 試験研究に関する業務に従事する職員について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることができる期間の単位を改めることとした。（第3条関係）
- (2) 子の養育又は配偶者等の介護をする職員その他これに類する状況にある職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、週休日の特例を設け、及び勤務時間を割り振ることができることとした。（第3条関係）
- (3) 早出遅出勤務の対象から、職員の申告を考慮して、週休日の特例を設け、又は勤務時間を割り振られた職員を除くこととした。（第9条の2の2関係）
- (4) その他所要の整備をすることとした。（第5条、第9条、第9条の2の2、第9条の4関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和4年1月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第2項、第3項関係）
  - ア 一般職の職員の給与に関する条例
  - イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

◎自治振興基金条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 過疎地域の定義を改めることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 臨床研修の定義を定めることとした。（第2条関係）
- 2 医師修学資金の返還事由について所要の改正をすることとした。（第9条関係）
- 3 医師修学資金の返還等の免除をすることができる要件について所要の改正をすることとした。（第10条関係）
- 4 医師修学資金の返還等の猶予をすることができる要件について所要の改正をすることとした。（第11条関係）
- 5 その他所要の改正をすることとした。（第9条、第10条関係）

6 施行期日等

- (1) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 港則法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第5条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎医療局医師奨学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 奨学資金の返還事由について所要の改正をすることとした。（第8条関係）

2 奨学資金の返還等の免除をすることができる要件について所要の改正をすることとした。（第9条関係）

3 奨学資金の返還等の猶予をすることができる要件について所要の改正をすることとした。（第10条関係）

4 その他所要の改正をすることとした。（第2条、第8条～第10条関係）

5 施行期日等

（1） この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 県立高等学校の学科を廃止することとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1 視覚障害者の移動等円滑化のために必要な信号機に関する基準を改めることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）